

# 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

西東京市立田無第一中学校

## 1 基本的な考え

「いじめ」とは、ある生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。起こった場所は学校の内外を問わず、また SNS 等のインターネットを通じて行われるものを含む。

この定義に基づき、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かを判断する際は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。また、全ての教員は、いじめはいつ・どこで・どの生徒にも起こりうるという認識を共有し、その未然防止・早期発見・早期対応に務めなければならない。

- ① いじめ防止対策委員会を設置し定期的に会議を行う。各教科をはじめ、道徳や特別活動など、すべての教育活動において能動的にその予防や防止に努める。
- ② 人権感覚を常に高くもち、なおかつ柔軟な目で生徒を多角的に捉えていくことで、生徒の些細な言動から予兆を感じ取り、予防や防止のための指導に生かす。
- ③ いじめ（その疑いも含む）の発生を認めたときには直ちに組織的な対応を講じ、いじめられた生徒を全力で守りぬく。同時にいじめた生徒や周囲の生徒それぞれの立場に応じて適切な指導をする。

## 2 未然防止のための取組

生徒が仲間と互いに認め合う場を積極的に捉えていくことで、生徒の自己肯定感や他者理解を育む。一方、生徒の周りには常に、いじめの起因となるストレスが存在することを念頭におき、例えいじめに発展しうる小さな出来事が起こっても、教員がその都度毅然とした態度で対応し、生徒に正しい判断を示す。その積み重ねがいじめへの発展を未然に防ぐことに繋がると考える。

- ①生徒一人一人を大切にしたい分かる授業の実践により、学習への達成感・成就感を味わわせる。
- ②生徒が学級への所属感を抱き、望ましい人間関係が築ける学級づくりを目指す。
- ③道徳や学級活動等で、折に触れいじめの問題に触れ、いじめ防止に繋がる実践的な態度を養う。
- ④生徒会活動を活発化させ、生徒の社会性や主体性を育てることで、いじめの防止に繋げる。
- ⑤西東京市あったか先生の取組を充実させ、いじめ防止に努める。
- ⑥令和2年度改定の田無一中 SNS ルールを掲示し、きまりを守る意識を高める。

## 3 早期発見のための取組

- ①全ての教員が生徒の日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。そして情報共有を日常的に行い、共通認識のもとで生徒指導に当たる。
- ②アンケートを学期に2回以上行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢で対応する。
- ③生徒及び保護者、教員がいじめに関して相談しやすい体制を作る。また、相談体制が適切に機能しているか定期的に点検し、改善を図る。
- ④教育相談の機会を活用し、さらに必要に応じて積極的に家庭訪問を行うなどして、交友関係や悩みを把握するとともに、いじめのサインや他からの訴えを受け止め、早期発見に努める。
- ⑤各学年通信や学級通信をはじめ、各学年の連絡帳を適宜活用することにより、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密にとり信頼関係を構築する。
- ⑥様子に変化が見られる場合には学年間や生活指導部で情報を共有し、教員が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに早期解決を図る。

## 4 早期対応のための取組

### (1) 初期対応の取組

いじめを認知した教職員は、即その場でいじめを止めると共に、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。

- ①適切な実態把握 ⇒ 「いじめ防止対策委員会」を開催する。いじめに関わる関係生徒、第三者からも詳しく聴き取り記録する。関係教職員と情報を共有し、いじめの全体像を正確に把握する。
- ②指導体制、方針決定 ⇒ 指導のねらいを明確にするとともに、対応する教職員の役割分担を検討し、すべての教員の共通理解を図る。生命または身体の安全が脅かされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案は教育委員会、警察等へ連絡し、連携を図りながら対応する。

### (2) 被害生徒への支援

- ①生徒の安全を最優先に考え、本人や保護者との面談やスクールカウンセラーとの連携により慎重に対応する。生徒を保護し身体的・精神的な被害についての的確に把握し、迅速に初期対応する。
- ②休み時間や清掃活動、登下校等も教師による見回りを行い、被害が拡大、継続しない態勢をとる。
- ③辛く苦しい気持ちを親身に受け止め「いじめから全力で守る」ことを約束する。
- ④いじめの原因や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。その際、必ず解決への希望をもたせるために、本人を励まし自信をもたせる声かけを行い、自尊感情を高めるよう配慮する。

### (3) 加害生徒への指導

- ①相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を行い、いじめは許されない行為である事を理解させる。相手への謝罪の気持ちをもたせ、いじめをやめさせる。
- ②いじめた気持ちや状況などについて、その背景とともに十分聞き取り、指導する。
- ③保護者やスクールカウンセラー、関係諸機関と連携しながら個別の指導計画により指導する。

## 5 組織的な対応の在り方

### (1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。いじめ問題に特化した「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

- ①委員会は基本的に毎週1回開催する。いじめ事案の発生時は緊急会議を開催し、対応を協議、決定し、事案に応じて教職員に周知徹底する。
- ②生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合には、速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職を中心に学校全体で組織的に対応し、迅速に解決にあたる。

### (2) 相談体制

- ①三者面談等による定期的な面談時に、いじめに関する相談内容を必ず取り入れるようにする。
- ②各学期に相談週間を設けるなど、担任やS Cへの相談が気軽にできる体制作りを行う。

## 6 研修体制

職員会議や校内研修などで、いじめ問題の共通理解を図る。

- ①教職員が指導力やいじめの認知力等様々なスキルや指導法を身につけるための研修や、S Cや教育支援アドバイザー等の専門家を講師とした研修や具体的な事例研究等を、年に3回行う。
- ②校内のOJTが円滑に実施されるよう、具体的な取り組みを通じて必要な知識・技能を意図的、計画的、継続的に指導し、いじめへの対応方法を身につけられるようにする。